

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
◎高知県公文書規程の一部を改正する訓令	1
◎鎌井谷ダム操作規程の一部を改正する訓令	4
◎以布利川ダム操作規程の一部を改正する訓令	4
訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県社会資本整備推進本部設置規程	4
告示	
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	5
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部装備施設課)	6

訓 令

高知県訓令第8号

本 庁
各出先機関

高知県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成29年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県公文書規程の一部を改正する訓令

高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第5号中「異議の申立て」を「不服申立て」に改める。

第29条中「郵便」を「日本郵便株式会社が取り扱う郵便又は荷物（以下「郵便又は荷物」という。）」に改める。

第30条第1項中「公文書等は」を「郵便又は荷物による公文書等の発送は」に、「郵便小包により午後に発送を要する公文書等」を「日本郵便株式会社が取り扱う荷物（書留によるものを除く。）により午後に発送を要するもの」に改め、同条第2項中「火曜日」を「水曜日」に、「月曜日」を「火曜日」に改める。

第31条第1項中「郵便による公文書及び小包」を「郵便又は荷物による公文書等」に改める。

第33条中「郵送」を「郵便又は荷物による発送を」に改める。

第45条第4号中「收受の日時が異議の申立て、入札、許認可その他権限の得失又は変更に関係のある公文書には、その受取の時刻を記載して」を「不服申立て、入札、許認可等收受の日時がその行為の効力又は権限の得失若しくは変更に関係のある公文書は、その受取の時刻を記入して」に改める。

第53条第1号中「郵便による公文書及び小包」を「郵便又は荷物による公文書等」に改める。

別記第1号様式中

「

必要・不要			
登載日	年	月	日
	(増刷		部)

」

を

「

必要・不要			
登載日	年	月	日

」

に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第29条関係）

発送依頼票

課名	公文書の記号及び番号		第 号				電話番号	年 月 日			
	種別	定形	定形外 規格内	規格外	はがき 枚	ゆうパック 個		ゆうメール 規格内	規格外	第3種 通	区内特別 通
発送区分	普通	通	通								
	速達										
	簡易書留										
	簡易書留速達										
	書留										
	書留速達										
	特定記録										
	特定記録速達										
	配達証明										
	配達証明速達										
	レタックス										
国際郵便											
特記事項										発送部数	通

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 (第40条、第60条関係)
(1号)

保存公文書引継ぎ書

年 月 日

文書情報課長 様
(公文書主任)

課長
(班長・チーフ)

高知県公文書規程第40条の規定により、下記の公文書を引継ぎます。
(第60条)

記

- 1 完結年度 年度
- 2 保存期間 年保存
- 3 ファイル名

収納番号	ファイル名	特定個人情報 の有無	公文書分類記号	※保存場所
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	

- 注 1 「収納番号」欄の記入に当たっては、ボックスの場合には「B」を、半ボックスの場合には「H」を○で囲む。
 2 「特定個人情報の有無」欄は、特定個人情報を含む場合にのみ「有」を記入する。
 3 ※印欄は、記入しない。

(2号)

保存公文書引継ぎ書

収納番号	ファイル名	特定個人情報 の有無	公文書分類記号	※保存場所
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	
B・H-			— —	

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成29年6月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この訓令による改正前の高知県公文書規程別記第9号様式は、この訓令による改正後の高知県公文書規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>高知県訓令第9号</p> <p style="text-align: right;">土 木 部 中央東土木事務所</p> <p>鎌井谷ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p style="text-align: right;">平成29年6月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>鎌井谷ダム操作規程の一部を改正する訓令</p> <p>鎌井谷ダム操作規程(平成16年5月高知県訓令第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2中「週1回」を「月1回」に、「月1回」を「3月に1回」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成29年6月1日から施行する。</p> <p>高知県訓令第10号</p> <p style="text-align: right;">土 木 部 幡多土木事務所 幡多土木事務所土佐清水事務所</p> <p>以布利川ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p style="text-align: right;">平成29年6月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>以布利川ダム操作規程の一部を改正する訓令</p> <p>以布利川ダム操作規程(平成27年9月高知県訓令第9号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2中「週1回」を「月1回」に、「月1回」を「3月に1回」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成29年6月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">----- 訓 令 教育委員会訓令 警察本部訓令 -----</p> <p>高知県訓令第11号 高知県教育委員会訓令第9号 高知県警察本部訓令第22号</p> <p style="text-align: right;">本 庁</p>	<p style="text-align: right;">各 出 先 機 関 教育委員会事務局 警 察 本 部</p> <p>高知県社会資本整備推進本部設置規程を次のように定める。 平成29年6月1日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直 高知県教育長 田村 壯児 高知県警察本部長 上野 正史</p> <p style="text-align: center;">高知県社会資本整備推進本部設置規程 (設置)</p> <p>第1条 高知県の社会資本の整備方針及び整備に関する情報を共有し、部局横断的な進捗管理を行い、社会資本整備の効率的・効果的な推進につなげるため、高知県社会資本整備推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。 (構成)</p> <p>第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本部長 (2) 副本部長 (3) 本部長次長 (4) 本部長員</p> <p>2 本部長は、知事をもって充てる。 3 副本部長は、副知事をもって充てる。 4 本部長次長は、土木部長をもって充てる。 5 本部長員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。 ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は本部長を本部長員とすることができる。 (職務)</p> <p>第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 3 本部長次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。 4 本部長員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。 (所掌事務)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 高知県の社会資本整備の進捗管理及び施策の円滑な推進に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、社会資本整備に関連する重要事項に関すること。 (幹事会)</p> <p>第5条 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各課が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。</p> <p>2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。</p>	<p>3 幹事長は、土木部参事兼土木政策課長をもって充てる。 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の課長を幹事とすることができる。 (事務局)</p> <p>第6条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。 3 事務局長は、土木部土木政策課土木企画監をもって充てる。 4 事務局職員は、土木部土木政策課の職員をもって充てる。 (雑則)</p> <p>第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。</p>
--	---	---

別表第1（第2条関係）

総務部長
 危機管理部長
 健康政策部長
 地域福祉部長
 文化生活スポーツ部長
 産業振興推進部長
 中山間振興・交通部長
 商工労働部長
 観光振興部長
 農業振興部長
 林業振興・環境部長
 水産振興部長
 理事・東京事務所長
 理事・産学官民連携センター長
 教育長
 警察本部長
 総務部副部長（政策調整担当）

別表第2（第5条関係）

総務部政策企画課長
 危機管理部危機管理・防災課長
 健康政策部健康長寿政策課長
 地域福祉部地域福祉政策課長
 文化生活スポーツ部文化振興課長
 産業振興推進部計画推進課長
 産業振興推進部産学官民連携・起業推進課長
 中山間振興・交通部中山間地域対策課長
 商工労働部商工政策課長
 観光振興部観光政策課長
 農業振興部農業政策課長
 林業振興・環境部林業環境政策課長
 水産振興部水産政策課長
 教育委員会事務局教育政策課長
 警察本部警務部警務課長

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

告 示

高知県告示第457号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成29年度第2次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成29年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	19.13	513.56
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	712.66	189.67
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	177.76
4 夜須川	香南市	4.06	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	771.91	106.51
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,352.70	80.10
7 鏡川	高知市の一部	163.88	8.94
8 本川地区	いの町の一部	595.65	20.58

9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	602.96	130.30
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	114.52	122.46
11 四万十川上流	中土佐町の一部 構原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,358.23	201.06
12 伊与喜川	黒潮町の一部	38.90	47.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,313.92	362.31
14 大方地区	黒潮町の一部	79.34	79.30
15 松田川	宿毛市の一部	99.16	144.04
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	50.93	26.68
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	189.99	166.46
計		7,750.40	2,379.85

2 干害防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林

1	安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.10
5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	10.68
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6.78
計			34.14

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1	安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村

5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	3.88
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計			145.55

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年6月1日

高知県警察本部長 上野 正史

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
高知県警察本部庁舎防災設備監視システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 5 落札金額
月額 541,620円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成29年2月10日